行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	76,164,659,264		
一般管理費	3,310,005,523		
財務費用	115,408,702		
臨時損失	118,516,926	79,708,590,415	
⑵　（控除）自己収入等			
納付金収入	△ 18,595,395,000		
業務収益	△ 14,807,638,054		
受託収益	△ 434,989,630		
寄附金収益	△ 19,477,722		
財務収益	△ 162,095,826		
雑益	△ 257,950,499	△ 34,277,546,731	
業務費用合計			45,431,043,684
Ⅱ　損益外減価償却相当額			6,876,608,423
Ⅲ　損益外減損損失相当額			1,378,347,746
Ⅳ　損益外利息費用相当額			110,482,888
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			337,296,688
Ⅵ　引当外賞与見積額			△ 81,063,239
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 994,425,015
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	376,183,545		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	2,173,666,821		
機会費用の合計			2,549,850,366
Ⅸ　行政サービス実施コスト			55,608,141,541

重要な会計方針

１．改訂後の独立行政法人会計基準の適用

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日）及び「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月））を適用しております。

２．運営費交付金収益の計上基準

業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる一般管理費の一部について、期間進行基準を採用しております。

それ以外の費用については、費用進行基準を採用しております。

これは、当機構の業務は多岐にわたっていること、また、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であり、業務達成基準及び期間進行基準を採用していないためです。

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法を採用しております。

４．金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法を採用しております。

５．減価償却の会計処理方法

有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～18年
車両運搬具	４～６年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

６．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

７．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定以外の勘定

賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計上しております。

⑵　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

８．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

⑴　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定以外の勘定

退職一時金については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金等の国からの財源措置により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末（職業能力開発勘定においては承継時点、認定特定求職者職業訓練勘定においては期首時点）退職給付見積額を控除して算定しております。また、厚生年金基金制度に係る増加見積額については、年金債務に係る事業年度末の退職給付見積額から直前事業年度末（職業能力開発勘定においては承継時点、認定特定求職者職業訓練勘定においては期首時点）の退職給付見積額を控除して算定しております。

⑵　障害者雇用納付金勘定及び宿舎等勘定

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

第明治三十二種五郵便物認可